

遺族年金と所得税

Q : 会社員の夫が死亡し、先日、厚生年金保険から遺族年金が支給される旨の通知を受けました。

ところで、この遺族年金にも所得税が課税されるのでしょうか。

A : 所得税は課税されません。

【解説】

厚生年金や国民年金などの被保険者であった人が亡くなったときは、遺族に対して遺族年金が支払われます。

ところで、所得税は、本来納税義務者に帰属するすべての所得に課税されますが、その所得の性質や担税能力、あるいは社会政策上の見地からみて、所得税を課税することが適当でないものや、課税対象から除外することが相当なものがあり、これらを非課税所得と呼んでいます。

ご質問の遺族年金については、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限り）」が所得税法の規定により非課税所得に該当しますので、所得税は課税されません。遺族年金は、その遺族に対する生活保障的な性格を持っているところから、非課税所得とされているものです。

ちなみに、障害を負った時に受給できる障害年金は遺族年金と同様に非課税ですが、歳を取った時に受給できる老齢年金は雑所得として所得税が課税されます。

